

京自整振発第99号
令和7年12月10日

各 位

(一社) 京都府自動車整備振興会
会長 城谷忠
【押印省略】

巻き上げ機（ワインチ）に係わる特別教育講習会開催について

平素は、当会の運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、車積載車などに搭載される、動力により駆動される巻き上げ機（ワインチ）を用いる業務を行う者には、労働安全衛生法第59条、同規則第36条の規定により特別教育の受講が義務付けられています。未受講で事故が発生した場合、労働基準法違反に問われた事例もございます。

つきましては、受講を希望される事業場の方は、下記申込欄を記入のうえ各開催日の10日前までに、FAXにて当会教育課宛までお申し込み下さい。

記

【日程・会場】 令和8年2月20日（金） 「舞鶴自動車整備協同組合 講堂」

【時 間】 9:30～16:30（受付9:00～）

【内 容】 巾き上げ機に関する知識、安全な作業方法、車積載車の取り扱い、法令について
1日で座学及び実車を用いた実技研修が履修出来る講習になります。

【持 物】 筆記用具、受講料、動きやすい服装

【定 員】 20名（申込者少數の場合、中止する場合がございます。予めご了承ください）

【受講料】 11,000円（税込）

【ご注意】 当講習会は、巻き上げ機を使用した作業内容等の技術的な講習ではございません。
クレーンや玉掛けの資格をお持ちの場合でも、この講習を受講頂く必要があります。
各開催日10日前の申し込み締切日に、受付完了のFAXを申込み事業場に送信致します。
FAXの送信が無い場合は、ご連絡ください。

~~~~~  
申込欄  
~~~~~

認証番号：_____ 事業場名：_____

電話番号：_____ FAX番号：_____

受講者氏名：_____ 生年月日（昭和）・（平成）_____

※修了証を発行する為、明瞭にご記入ください。 **FAX：075-661-2218**